

年金コーナー 国民年金の種別変更の手続きは忘れずに行いましょう

日本国内に住む20歳から60歳までの方は国民年金制度に加入しなければなりません。加入種別は次の三つに分かれており、種別が変更となった場合は届出が必要となります。

●国民年金第1号被保険者

…… 学生、自営業者等(国民年金第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない方)

●国民年金第2号被保険者

…… 会社員、公務員等(厚生年金保険、共済年金等被用者年金に加入している方)

●国民年金第3号被保険者

…… 会社員に扶養されている配偶者(国民年金第2号被保険者に扶養されている配偶者)

* 65歳以上の厚生年金保険等の加入者で老齢基礎年金等の受給権者は国民年金第2号被保険者となりませんので、その被扶養配偶者は第1号被保険者となります。

例えばこんなとき…	こんな届出を…
・会社を退職して求職中です ・会社から独立して自営業者になった	《第2号被保険者から第1号被保険者へ変更》 市役所・町村役場へ届出をします。
・配偶者が会社を退職した。 ・配偶者が会社から独立して自営業者になった	《第3号被保険者から第1号被保険者へ変更》 市役所・町村役場へ届出をします。
・会社員と結婚したので、私は会社を退職し扶養されるようになった	《第2号被保険者から第3号被保険者へ変更》 配偶者の会社を通じて国民年金第3号被保険者の届出をします。
・会社を退職し自宅で手伝いをしていたが、会社員と結婚して扶養されている	《第1号被保険者から第3号被保険者へ変更》 配偶者の会社を通じて国民年金第3号被保険者の届出をします。
・会社員に扶養されていたが、自分も会社に勤務することになった	《第3号被保険者から第2号被保険者へ変更》 会社から厚生年金保険等の資格取得届を提出することにより国民年金第2号被保険者となります
・求職中だったが、会社に就職した ・短期アルバイトだったがフルタイム雇用となった	《第1号被保険者から第2号被保険者へ変更》 会社から厚生年金保険等の資格取得届を提出することにより国民年金第2号被保険者となります
・学生、自営業者が20歳になった	《第1号被保険者に加入》 市役所・町村役場で国民年金資格取得届の届出をします。
・会社員が20歳になった	《第2号被保険者に加入》 すでに会社から厚生年金保険等の資格取得届を提出されているので国民年金の届出は不要です。

* 60歳を超えた方、あるいは海外にお住まいの日本人の方などは、国民年金に任意加入することができます。加入条件や、手続き方法は市役所・町村役場、社会保険事務所へご相談ください。